平成27年度

登米市水道事業会計補正予算書 (第3号)

並びに予算に関する説明書

〔2月4日提出〕

宮城県登米市

平成27年度登米市水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成27年度登米市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成27年度登米市水道事業会計(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主	な建設改良事業	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
ウ	浄水施設整備事業	90,688 千円	△14,000 千円	76,688 千円
工	配給水施設整備事業	2.395.707 壬円	△277. 348 壬円	2.118.359 壬円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	Ц	入				
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)		
第8款	水道事業収益	2,718,378 千円	△34,511 千円	2,683,867 千円		
第1項	営 業 収 益	2,295,737 千円	0 千円	2, 295, 737 千円		
第2項	営 業 外 収 益	421,760 千円	△35,042 千円	386,718 千円		
第3項	特 別 利 益	881 千円	531 千円	1,412 千円		
	3	支 出				
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)		
第9款	水道事業費用	2,436,738 千円	△56,425 千円	2,380,313 千円		
第1項	営 業 費 用	2,121,988 千円	△12,277 千円	2, 109, 711 千円		
第2項	営業外費用	293,027 千円	△44, 148 千円	248,879 千円		
第3項	特 別 損 失	1,723 千円	0 千円	1,723 千円		
第4項	予 備 費	20,000 千円	0 千円	20,000 千円		

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、括弧書きを次のとおりに改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,163,336千円は、過年度損益勘定留保資金973,575千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額189,761千円で補てんするものとする)。

			収	7	Λ	
	(科	目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第10款	資 本	: 的 山	又入	3,006,208 千円	△389,830 千円	2,616,378 千円
第1項	企	業	債	1,646,800 千円	△310,200 千円	1,336,600 千円
第2項	負担金	定及び補	順金	56,528 千円	△46,769 千円	9,759 千円
第3項	補	助	金	541,847 千円	△14,998 千円	526,849 千円
第4項	出	資	金	745,967 千円	△17,863 千円	728, 104 千円
第5項	加	入	金	15,066 千円	0 千円	15,066 千円

支 出

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

第 11 款 資 本 的 支 出 4,071,062 千円 \triangle 291,348 千円 3,779,714 千円 第 1 項 建 設 改 良 費 3,438,955 千円 \triangle 291,348 千円 3,147,607 千円 第 2 項 企業債償還金 632,107 千円 0 千円 632,107 千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び 限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期間	限度額
水道事業システム用機器リース	平成 28 年度	206 千円
設計・積算システムリース	平成 28 年度	1,548 千円
取水ポンプ維持管理業務委託	平成 28~29 年度	8,640 千円

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、 起債の方法、利率及び償還の方法は、次のように改める。

		補	正前		1	補 正	後	
起債の目的	限度額	起債の 方 注		償還の 方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
ウ 浄水施設 整備事業	千円 74,400	証書		借入先 の融資 条件に	千円 60,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
工 配水管整 備事業	543, 600		利率見直し方式で借り入れるみのでは	よる。 ただし、 企業財 政その	310, 100			
才 緊急時用 連絡管整備 事業	115, 900		金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついては、	他の都 合によ り繰上	83, 800			
キ ダクタイ ル鋳鉄管更 新事業	42, 900		利率の見直しを行った後においては、	償還又 は低利 に借り 換える	12,000			
合 計	1,646,800		当該見直 し後の利 率)	ことが できる。	1, 336, 600			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない 経費の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) (1) 職員給与費 548,482 千円 3,875 千円 552,357 千円

平成28年2月4日 提出

登米市長 布施孝尚